

## 都留市学校給食費補助金交付要綱

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)に基づき実施される学校給食(以下「学校給食」という。)に係る同法第 11 条第 2 項に規定する学校給食に要する経費の一部を補助することにより、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援することを目的に、市が交付する都留市学校給食費補助金(以下「補助金」という。)に関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号。以下「規則という。))に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。
- (2) 給食費管理者 都留市立小中学校給食会をいう。

## (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、都留市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助の支給を受けているとき。
- (2) 都留市就学援助規則(平成 17 年都留市教育委員会規則第 3 号)第 5 条に規定する学校給食費の支給を受けているとき。
- (3) 他市町村の制度により、学校給食費の補助又は免除を受けているとき。
- (4) 学校給食費を滞納しているとき。ただし、納付についての誓約をしているときを除く。

## (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第 5 条 当該補助事業の目的等に鑑み、補助対象者の交付手続きの負担軽減及び事務の簡素化を図り効率的に運用するため、補助対象者は、補助金の申請、補助金の受領等一切の事務手続きに関する権限を、給食費管理者に委任するものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 前条の規定により委任を受けた給食費管理者(以下「受任給食費管理者」という。)は、都留市小中学校給食費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 年間給食実施予定
- (2) 児童生徒数の分かるもの

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の方法等)

第 8 条 補助金は、受任給食費管理者に対し交付するものとする。

2 受任給食費管理者は、交付を受けた補助金を、補助対象者の負担する学校給食費のうちから減ずるものとする。

(概算払)

第 9 条 市長は、受任給食費管理者に対して補助金を交付する場合、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 受任給食費管理者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、都留市小中学校給食費補助金概算払請求書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助金の交付を受けた受任給食費管理者は、規則第 16 条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(受任給食費管理者の責務)

第 11 条 受任給食費管理者は、補助金を学校給食の実施を目的とする会計に収入し、

学校給食に要する経費として支出しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

区分	補助金の額
補助金の額	児童・生徒の学校給食費 1 食当たり 10 円とし、これに学校給食の年間実施回数を乗じて得た額

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

都留市長 様

申請者 受任給食費管理者

印

都留市小中学校給食費補助金交付申請書

都留市小中学校給食費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 年間給食実施予定
- (2) 児童生徒数把握表

様式第 2 号 (第 9 条関係)

年 月 日

都留市長 様

受任給食費管理者

印

都留市小中学校給食費補助金概算払請求書

年 月 日付第 号で交付決定のあった、都留市小中学校給食費補助金について、都留市学校給食費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により請求します。

概算払請求額		百万	十万	万	千	百	十	一	
振 込 希 望 金 融 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・協同組合				金融機関コード			
	支店名	本店		支店		店番号			
	口座種別	普通 ・ 当座							
	口座番号								
	フリガナ 口座名義								

※ 振込希望金融機関欄には、受任給食費管理者名義の口座を記入してください。

保護者各位

都留市小中学校給食会  
理事長 上野 清  
(公印省略)

学校給食費の改定について (お知らせ)

陽春の候、皆さま方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、給食事業に深いご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校給食費につきましては、平成26年度から6年間引き上げを行わず、献立の工夫や物資選定における食材費の抑制等を実施してまいりましたが、この間に食品価格が上昇し、このまま給食費を据え置くことは、材料の質や量を下げることとなり、栄養摂取の維持に支障が出る恐れが出ています。

そのため、下記のとおり学校給食費を改定させていただきたいと思えます。保護者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、現状をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。また、近年の近隣市の動向を踏まえ、都留市においては、1食あたり10円の補助を行い、極力保護者の皆様のご負担を最小限にしていきたいと、考えておりますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

都留市小中学校給食会では、今後も安心して安全なおいしい給食の提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

改定時期 令和2年4月から

改定内容 小・中とも一食あたり20円改定する。改定する費用のうち一食あたり10円補助する。

改定金額 小学校 現行255円(年間48,450円)→改定275円(年間52,250円)

中学校 現行290円(年間55,100円)→改定310円(年間58,900円)

保護者負担額 小学校 1食単価 265円(年間50,350円)

中学校 1食単価 300円(年間57,000円)

都留市小中学校給食会 事務局

TEL 0554-43-1165

FAX 0554-45-4075

# 令和元年度 市町村別学校給食共同調理場給食費等調査集計表

平成31年4月1日

番号	区分	市町村補助金 有無			賄い代金 (平均)				補助金加算後、保護者負担額				年間回数 (平均)		担当学校数及び給食人員					
		有	無	全額補助	年 額 (人)		一食当りの単価		年 額 (人)		一食当りの単価		小学校	中学校	小学校		中学校		合 計	
					小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校			校数	人 数	校数	人 数	校数	人 数
1	都 留 市		○		48,450	55,100	255.00	290.00	48,450	55,100	255.00	290.00	190	190	6	1,009	3	743	9	1,752
2	富士吉田市	○	⇒	○	55,860	59,830	285.00	310.00	47,040	51,145	240.00	265.00	196	193	7	2,303	4	1,240	11	3,543
3	大 月 市		○		51,675	58,500	265.00	300.00	51,675	58,500	265.00	300.00	195	195	5	782	2	485	7	1,267
4	上 野 原 市		○		55,080	61,200	270.00	300.00	55,080	61,200	270.00	300.00	204	204	3	468	3	558	6	1,026
5	道 志 村	○			56,560	60,800	280.00	320.00	48,480	55,100	240.00	290.00	202	190	1	49	1	39	2	88
6	西 桂 町	○			49,400	55,100	260.00	290.00	45,600	51,300	240.00	270.00	190	190	1	209	1	114	2	323
7	忍 野 村	○			55,185	58,176	283.00	303.00	42,900	46,080	220.00	240.00	195	192	1	591	1	237	2	828
8	山 中 湖 村	○			59,100	59,840	300.00	320.00	19,700	20,570	100.00	110.00	197	187	2	230	1	134	3	364
9	富士河口湖町	○			58,200	65,280	300.00	340.00	19,400	19,200	100.00	100.00	194	192	6	465	2	204	8	669
10	南アルプス市		○		51,352	56,620	262.00	298.00	51,352	56,620	262.00	298.00	196	190	15	3,774	7	2,141	22	5,915
11	北 杜 市	○			54,886	64,095	275.81	333.83	47,760	53,760	240.00	280.00	199	192	9	1,863	7	861	16	2,724
12	甲 斐 市		○		49,660	55,568	260.00	302.00	49,660	55,568	260.00	302.00	191	184	5	1,973	2	926	7	2,899
13	笛 吹 市		○		56,550	62,700	290.00	330.00	56,550	62,700	290.00	330.00	195	190	7	1,889	4	1,128	11	3,017
14	甲 州 市		○		50,700	60,450	260.00	310.00	50,700	60,450	260.00	310.00	195	195	9	951	4	545	13	1,496
15	山 梨 市		○		52,520	61,690	260.00	310.00	5,252	61,690	260.00	310.00	202	199	8	1,642	3	856	11	2,498
16	中 央 市		○		52,186	61,815	269.00	317.00	52,186	61,815	269.00	317.00	194	195	2	635	1	385	3	1,020
17	市川三郷町	○		○	54,880	61,440	280.00	320.00	0	54,720	0.00	285.00	196	192	6	646	4	407	10	1,053
18	早 川 町			○	56,430	66,330	285.00	335.00	0	0	0.00	0.00	198	198	2	36	1	20	3	56
19	身 延 町			○	54,135	58,800	270.00	300.00	0	0	0.00	0.00	201	196	3	318	1	168	4	486
20	南 部 町	○			56,448	65,184	288.00	336.00	47,040	54,320	240.00	280.00	196	194	4	263	1	163	5	426
21	昭 和 町	○			53,960	61,560	284.00	324.00	42,750	48,830	225.00	257.00	190	190	3	1,334	1	529	4	1,863
22	小 菅 村	○			49,152	53,960	256.00	284.00	37,248	42,180	194.00	222.00	192	190	1	34	1	12	2	46
23	丹波山村	○			49,104	53,820	248.00	276.00	0	0	0.00	0.00	198	195	1	11	1	13	2	24
平均値					53,542	59,907	273.30	310.82	35,601	44,819	192.61	232.87	196	193	107	21,475	56	11,908	163	33,383
最大値					59,100	66,330	300.00	340.00	56,550	62,700	290.00	330.00	204	204						
最小値					48,450	53,820	248.00	276.00	0	0	0.00	0.00	190	184						

R1.10~  
全額補助

# 平成30年度 市町村別学校給食共同調理場給食費等調査集計表

平成30年4月1日現在

番号	区分	市町村補助金 有無			賄い代金（平均）				補助金加算後、保護者負担額				年間回数 （平均）		担当学校数及び給食人員					
		有	無	全額補助	年額（人）		一食当りの単価		年額（人）		一食当りの単価				小学校		中学校		合計	
					小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	校数	人数	校数	人数	校数	人数
1	都 留 市		○		48,450	55,100	255.00	290.00	48,450	55,100	255.00	290.00	190	190	5	1,002	3	759	8	1,761
2	富士吉田市	○			53,390	56,304	281.00	306.00	45,600	48,760	240.00	265.00	190	184	7	2,342	4	1,252	11	3,594
3	大 月 市		○		51,675	58,500	265.00	300.00	51,675	58,500	265.00	300.00	195	195	5	860	2	525	7	1,385
4	上 野 原 市		○		55,080	61,200	270.00	300.00	55,080	61,200	270.00	300.00	204	204	4	481	3	587	7	1,068
5	道 志 村	○			55,720	60,160	280.00	320.00	49,750	52,640	250.00	280.00	199	188	1	63	1	37	2	100
6	西 桂 町	○			49,400	55,100	260.00	290.00	45,600	51,300	240.00	270.00	190	190	1	209	1	144	2	353
7	忍 野 村	○			53,770	57,570	283.00	303.00	41,800	45,600	220.00	240.00	190	190	1	610	1	260	2	870
8	山 中 湖 村	○			58,500	62,400	300.00	320.00	19,500	21,450	100.00	110.00	195	195	2	236	1	144	3	380
9	富士河口湖町	○			58,500	66,300	300.00	340.00	48,750	56,550	250.00	290.00	195	195	6	467	2	213	8	680
10	南アルプス市		○		51,090	55,130	262.00	298.00	51,090	55,130	262.00	298.00	195	185	15	3,881	7	2,167	22	6,048
11	北 杜 市	○			55,989	66,766	275.81	333.83	48,720	56,000	240.00	280.00	203	200	11	1,939	7	878	18	2,817
12	甲 斐 市		○		49,660	55,568	260.00	302.00	49,660	55,568	260.00	302.00	191	184	5	1,957	2	963	7	2,920
13	笛 吹 市		○		56,840	62,700	290.00	330.00	56,840	62,700	290.00	330.00	196	190	7	1,935	4	1,128	11	3,063
14	甲 州 市		○		50,960	59,830	260.00	310.00	50,960	59,830	260.00	310.00	196	193	9	984	4	610	13	1,594
15	中 央 市		○		52,455	60,547	269.00	317.00	52,455	60,547	269.00	317.00	195	191	2	643	1	381	3	1,024
16	市川三郷町	○		○	54,880	61,440	280.00	320.00	0	54,720	0.00	285.00	196	192	6	688	4	408	10	1,096
17	早 川 町			○	56,430	66,330	285.00	335.00	0	0	0.00	0.00	198	198	2	36	1	27	3	63
18	身 延 町			○	54,135	58,800	270.00	300.00	0	0	0.00	0.00	201	196	3	355	1	174	4	529
19	南 部 町	○			47,040	54,320	240.00	280.00	42,336	48,888	216.00	252.00	196	194	4	272	1	178	5	450
20	昭 和 町	○			53,960	61,560	284.00	324.00	42,750	48,830	225.00	257.00	190	190	3	1,284	1	530	4	1,814
21	小 菅 村	○			50,176	55,096	256.00	284.00	43,316	48,306	221.00	249.00	196	194	1	36	1	19	2	55
22	丹波山村			○	48,608	53,932	248.00	278.00	0	0	0.00	0.00	196	194	1	14	1	13	2	27
	平均値				53,032	59,302	271.54	308.22	38,379	45,528	196.95	237.50	195	192	101	20,294	53	11,397	154	31,691
	最大値				58,500	66,766	300.00	340.00	56,840	62,700	290.00	330.00	204	204						
	最小値				47,040	53,932	240.00	278.00	0	0	0.00	0.00	190	184						